



## IAS 第 24 号「関連当事者に関する開示」の修正案

国際会計基準審議会 (IASB) は先月 (2 月)、IAS 第 24 号「関連当事者に関する開示」の修正案を公表しました。これらの修正は、中国会計基準と国際財務報告基準 (IFRS) との間のコンバージェンス・プロジェクトに起因するものです。

中国のビジネスの多くは国営です。国営企業にとって、他の国営企業との取引を特定し合算することは難しく、負担の大きい作業です。例えば、国営の鉄道会社は、どのようにすれば他の国営企業で働く旅客のその企業での商用による鉄道利用を特定し、記録できるでしょうか？ 国営企業が支払う運賃と一般人が支払う金額に差がない場合、このような情報は利用者に意味があるでしょうか？ このような事例を拡張し、郵便、銀行、石油会社等、多くの大企業が依然として国の管理下にある経済についても考えます。

公開草案は、これらの国営企業間の小売 (リテール) 取引に係る詳細な開示を緩和させることを目的としています。しかしながら、関連当事者間取引が存在する事実は、依然投資家にとって重要な情報です。特に、独立企業間の取引でない場合には、より明確な開示が要求されます。

公開草案の主な内容は国営企業にのみ影響を及ぼします。しかしながら、IASB は定義に関して、いくつかの細かな変更を提案しています。例えば、支配企業の関連会社は関連当事者と見なされることになります。一部の企業にとってこれは取るに足らない変更かも知れませんが、また一部の企業にとって負担の大きな開示規定となる可能性があります。経営者は、公開草案が自社に該当しないと結論付ける前に、その他の変更点を確認しておく必要があります。

お問合せ： あらた監査法人 (広報)

### あらた監査法人

〒108-001  
東京都港区芝浦4丁目2-8  
住友不動産三田ツインビル東館13階  
電話: 03-6858-0179 (直通)  
メールアドレス: aaratapr@jp.pwc.com

あらた監査法人は、世界 149 ヶ国 771 の都市に 14 万人以上のスタッフを擁するプライスウォーターハウスクーパース (PwC) のメンバーファームです。PwC のメンバーファームとして、会計及び監査において PwC の手法に完全に準拠した国際的なベストプラクティスを採用し、PwC のグローバルネットワークで培われた経験、専門知識、リソースを最大限に活用し、日本において国内企業および国際企業に対して、国際水準の高品質の監査を提供していきます。

© 2007 PricewaterhouseCoopers Aarata. All rights reserved.

'PricewaterhouseCoopers' refers to the Japanese firm of PricewaterhouseCoopers Aarata or, as the context requires, the other member firm of PricewaterhouseCoopers International Limited, each of which is a separate and independent legal entity.